

公益社団法人日本山岳・スポーツクライミング協会 登録選手規程細則

(目的)

第1条 公益社団法人日本山岳・スポーツクライミング協会（以下「本協会」という。）の登録選手規程（以下「本規程」という。）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(個人登録条件)

- 第2条 本規程第3条第2項に基づき個人登録は、A登録とB登録に区分する。
- 2 A登録は、日本国籍を有すること、他国の国内統括団体に登録していないこと、及び登録年の前年度中に本協会が開催する倫理研修及びアンチ・ドーピング研修を受講することを要件とする。
 - 3 A登録は、Web登録による。
 - 4 B登録は、Web登録、岳連又は高体連を介する登録による。
 - 5 登録選手は、第2項にかかわらず、本協会が開催する研修会に参加するよう努めなければならない。

(団体登録条件)

- 第3条 本規程第4条第1項で規定する団体登録ができる団体は、1名以上の登録選手が所属する3名以上で構成される団体とする。
- 2 団体登録は、Web登録による。

(団体登録名称)

- 第4条 団体登録の名称には、文字数14字以内及び略称は7文字以内とし、ひらがな・カタカナ・漢字・ローマ字（小文字・大文字）・アラビア数字に加え、「&」（アンパサンド）、「-」（ハイフン）、「・」（中点）を使用することができる。
- 2 ローマ字を用いて複数の単語を表記する場合に限り、当該単語の間を区切るため空白（スペース）を用いることができる。
 - 3 次の名称は使用することができない。
 - (1) 個人名及び商品名
 - (2) 反社会的なもの
 - (3) 政治・宗教・主義主張に関するもの
 - (4) 公序良俗に反するもの
 - (5) 競技運営上支障があるもの
 - (6) その他本協会が適当でないと考える名称

(所属)

第5条 登録選手は、所属する登録団体又は、所属する岳連又は所属する学校（学校教育法第1条の学校に限る。以下同様とする。）のうち、任意の一体名を所属として本協会に登録することができる。

(個人登録料)

- 第6条 個人登録の年度登録料は以下のとおりとする。
- 2 個人登録
 - (1) A登録
5,000円
 - (2) B登録
 - ① 19歳未満 1,000円
 - ② 19歳以上 2,000円
 - 3 団体登録をした団体の所属選手も、別途、個人登録料を納めなければならない。

(団体登録料)

第7条 岳連、登録選手が所属する学校以外の登録団体は、年度登録料として100,000円を納付しなければならない。

(本細則の変更)

第8条 この細則は、常務理事会の決議により変更することができる。

(雑則)

第9条 この細則は、平成30年度以降の登録について適用する。

附 則

- 1 この細則は、平成29年9月3日から施行する。
- 2 平成29年11月6日一部改定
- 3 平成30年4月12日一部改定